

議第 116 号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

岐阜県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）の構成団体である「岐阜県市町村会館組合」が令和 8 年 3 月 31 日に解散予定で退職手当組合から脱退することに伴い、その脱退及び退職手当組合の規約の変更について、関係地方公共団体での協議をするため。

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する理約

岐阜県市町村職員退職手当組合理約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附 則

この理約は、令和8年4月1日から施行する。

岐阜県市町村職員退職手当組合格約新旧対照表

(下線部は変更部分)

変 更 後	変 更 前
附 則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。 別表 美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合	別表 美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜県市町村職員退職手当組合、羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合

【参考資料】

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約要
綱

1. 改正理由

令和8年3月31日をもって解散する「岐阜県市町村会館組合」が岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退するため、当該規約の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 別表中、岐阜県市町村会館組合を削ります。

(別表関係)

(2) 改正後の規約は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)